

別表 1

鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領

2024.4.17 現在

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
1 対象者	(1)鳥取県内への移住を検討している県外在住者 (2)国際紛争に伴う外国からの避難民	(1)鳥取県内の地域づくりの活動に参画または懇話会が別途指定する地域交流型観光モニターツアーに参加する県外在住者 (2)懇話会が別途指定するワークショッププログラム参加者及び同伴する子ども（1家族1名まで）	親族の介護を行う者及び鳥取県内に在住の障がい者	大人同伴で搭乗する小学生以下の子どもまたは「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども ※1家族あたりの人数制限なし	大人同伴で搭乗する小学生以下の子どもまたは「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども ※1家族あたりの人数制限なし ※鳥取砂丘コナンス空港利用者に限る
2 対象者の条件	(1)県外在住者 ・鳥取県への移住を検討しており、次のいずれかのために来県する者 ア 鳥取県内のお試し住宅の利用 イ 鳥取県、鳥取県内市町村、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構又はこれらが取組を支援する民間等の団体が実施する移住体験ツアー、婚活イベントなどに参加 ウ 移住のための具体的な手続き及び引越し等を行う ・就職のための面接や試験、説明会等への参加のために来県する者	(1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 以下の条件をすべて満たす者 ・鳥取県内の地域づくり活動にボランティアとして参画または懇話会が別途指定する地域交流型観光モニターツアーに参加すること。 ・「ふるさとLOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。 ※地域づくり活動に参画する場合は活動（参加）時間が合計5時間以上のものに限る。 ※参画に要する経費（全額、一部を問わない）や謝金等の支給を受ける場合は対象外	〔介護の場合〕 以下の条件をすべて満たす者 ・航空会社の介護割引適用者 ・親族介護のため介護割引を利用する者	以下の条件をすべて満たす者 ・大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども ・子どもの健全育成のため、居住地では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること （例） ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う ※県外在住の小学生以下の子どもについては、鳥取県内宿泊施設での宿泊が条件	以下の条件をすべて満たす者 ・大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども ・兵庫県但馬地域（豊岡市・養父市・朝来市・番美町・新温泉町）在住者であること ・子どもの健全育成のため、地元では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること （例） ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う
	(2)外国からの避難民 国際紛争に伴う外国からの避難民及びその同行者等	(2)ワークショップの場合 以下の条件をすべて満たす者 ・懇話会が別途指定するワークショッププログラム参加者及び同伴する小学生以下の子ども ・「ふるさとLOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。 ※出張旅費を受ける場合は対象外とする。 ※同伴する子どもは、ワークショップを行う大人と同じ便に搭乗すること。	〔障がい者等の場合〕 以下の条件をすべて満たす者 ・航空会社の障がい者割引運賃適用者 ・鳥取県内に在住の以下の手帳所持者 ■身体障害者手帳 ■戦傷病者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳		
3 支援率	(1) 県外在住者〕 1／2 ※上限：1名につき3万円	1／2 ※上限：1名につき3万円（県外在住の小学生以下の子どもは1万5千円）	1／2 ※上限：1名につき3万円	全額(1家族につき上限3万円) ※県外在住の小学生以下の子どもは1/2(1家族につき上限1万5千円)	全額 ※上限：3万円(1家族につき)
	(2) 外国からの避難民〕 全額				
4 利用制限	年2回（往復）／人 ※片道のみの利用も可	年1回（往復）／人 ※片道のみの利用も可	年1回（往復）／人 ※片道のみの利用も可	年1回（往復）／家族 ※申請は同行する大人または子どもの家族が家族単位で申請。利用回数は1回までとする。 ※片道のみの利用も可	年1回（往復）／家族 ※申請は同行する大人または子どもの家族が家族単位で申請。利用回数は1回までとする。 ※片道のみの利用も可
5 認定申請に必要な書類	①申請書（様式第1号） ②来県時の計画表（指定様式①） ③お試し住宅の利用、参加するイベントやツアーの概要、就職面接や試験、説明会等への参加がわかる書類（コピー可） ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①申請書（様式第1号） (1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 ②来県時の計画表（指定様式②） ③団体の概要（代表者及び連絡先、活動内容等）や申請者が従事する内容や参加が分かる書類（活動団体が発行する証明書類、参加申込書のコピーなど） (2)ワークショップの場合 ②来県時の計画表（指定様式③） ③ワークショッププログラムの内容が分かる書類	①申請書（様式第1号） 〔介護の場合〕 ②航空会社の介護割引適用者（介護割引情報登録済み）であることがわかる書類 〔障がい者等の場合〕 ③搭乗時点で有効な手帳のコピー（確認後は返却します。）	①申請書（様式第1号） ②旅行計画表（指定様式④） （指定様式。滞在中の主な訪問先などを記載してください。）	
6 請求に必要な書類	①交付申請書兼請求書（様式第4号） ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書（コピー可） ④実施レポート（指定様式①） ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①交付申請書兼請求書（様式第4号） ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書（コピー可） (1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 ④実施レポート（指定様式②） (2)ワークショップの場合 ④実施レポート（指定様式③）	①交付申請書兼請求書（様式第4号） ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書（コピー可）	①交付申請書兼請求書（様式第4号） ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ※同伴した大人の搭乗券も必要です。 ③航空運賃領収書（コピー可） ④実施レポート（指定様式④） ⑤「ひとりたびカード」の写し(ジュニアパイロットにて搭乗時)	

※参考：使用済み搭乗券等がお手元ない場合は、全日空のホームページの「領収書・搭乗証明書検索」から搭乗証明書が入手できます。